
第 1 編 総 則

第1章 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号：以下、「法」と称す。）第42条の規定に基づき、かすみがうら市域にかかる防災に関する事項について、関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、市民の生命及び財産を災害から保護し、もって、地域社会の安寧の確保を目的とする。

第2章 自然条件

1 位置及び地勢、土地利用

かすみがうら市は、わが国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系の南麓にはさまれ、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、筑波研究学園都市へ約10kmに位置している。

大部分は、標高25m前後の常陸台地で、西端の標高約380mの山々から霞ヶ浦湖岸の低地へとつづくなだらかな地形を有し、南北に約16km、東西に約19.5km、総面積は、約156.60km²となっている。

台地部分には、畑や平地林、集落が、霞ヶ浦沿岸の低地には、水稻やレンコンなどの水田が広がり、霞ヶ浦沿岸では内水面漁業も営まれている。更に、JR常磐線の神立駅周辺や幹線道路沿いでは、商業・業務系や住居系の市街地が形成され、都市化の進展もみられる。

2 気 候

気候は、霞ヶ浦や筑波山系の山々の影響を受け、冬季は比較的温暖で夏期でも酷暑には至らず、台風や霜、雪などの被害が少ない。そのため、年間の平均気温は14～15℃、年間降水量は1,200mm～1,400mmと県南を代表するような住みよい地域である。

第3章 計画の修正

この計画は、市域での災害発生状況等を勘案した上で、必要があると認められたとき、法第16条の規定に基づき、防災会議により茨城県地域防災計画との整合を図りながら修正することができる。

第4章 計画の実施

市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるとき、法第23条の規定に基づき、市長が災害対策本部を設置し、以下に掲げる事務について記載されたこの計画を実施することができる。

この場合において、災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

- 1 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること
- 2 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること

[配備基準 (1/4)]

体制区分 () 内は武力攻撃事態	配備基準			災害対策本部等の設置
	風水害	地震災害	武力攻撃事態等	
連絡配備 (担当課室体制)	① 大雨(大雪)、洪水注意報のいずれかが発表され、警報発令の可能性が高いとき ② そのほか気象状況により、市長が必要と認めたとき	① 市域で震度4を記録したとき ② 「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」、「同(巨大地震注意)」又は「同(巨大地震警戒)」が発表されたとき ③ そのほか、市長が必要と認めたとき	武力攻撃事態等(緊急対処事態)の認定に繋がる可能性のある事案等に関する情報入手し、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	
警戒体制 第1	① 大雨(大雪)、洪水、暴風警報のいずれかが発表されたとき ② 霞ヶ浦の出島水位観測所の水位が1. 5m(消防団待機水位)となる場合 ③ 恋瀬川の石岡水位観測所の水位が2. 6m(消防団待機水位)となる場合 ④ そのほか気象状況により、市長が必要と認めたとき	① 市域で震度5弱を記録したとき ② そのほか、市長が必要と認めたとき		必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制 第2 (緊急事態 連絡室体制)	① 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「警戒レベル3相当」の「警戒」(赤)が出現したとき ② 霞ヶ浦の出島水位観測所の水位が2. 1m(氾濫注意水位)となる場合 ③ 恋瀬川の石岡水位観測所の水位が3. 0m(氾濫注意水位)となる場合 ④ その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき	① 市域で震度5強を記録したとき ② そのほか災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	市内や近隣市町村において大規模テロや武力攻撃事態等の認定に繋がる事案が発生し、所要の対処措置を実施する必要があるとき	災害警戒本部(緊急事態連絡室)を設置
非常体制 (市 国民保護 対策本部 体制)	第1	① 大雨(大雪)、暴風特別警報のいずれかが発表されたとき。又は、局地的災害は発生し、なお被害が拡大するおそれがあるとき ② 土砂災害警戒情報があった時 ③ 霞ヶ浦の出島水位観測所の水位が2. 5m(避難判断水位)となる場合 ④ 恋瀬川の石岡水位観測所の水位が3. 7m(避難判断水位)となる場合 ⑤ その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	① 市域で震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき ② そのほか災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	災害対策本部(国民保護対策本部)を設置
	第2	① 広域な地域にわたって大規模な災害が発生したとき ② 霞ヶ浦の出島水位観測所の水位が2. 6m(氾濫危険水位)となる場合 ③ 恋瀬川の石岡水位観測所の水位が4. 2m(氾濫危険水位)となる場合 ④ 市長が必要と認めたとき		

武力攻撃事態等

●武力攻撃事態

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラ、特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃(NBC攻撃)
- ④ 航空攻撃

●緊急対処事態

- ① 集客施設、駅、列車等の爆破
- ② 市街地等でサリン等化学剤の大量散布
- ③ ダーティーボム等の爆破による放射能拡散
- ④ 航空機等による自爆テロ
- ⑤ ミサイル等の飛来

[配備基準 (2/4)]

体制区分	配備基準			災害対策本部等の設置
	航空災害	鉄道災害	道路災害	
連絡配備	① 航空事故により、多数の市民が影響を受ける恐れがある場合 ② そのほか、市長が必要と認めたとき	① 鉄道事故により、多数の市民が影響を受ける恐れがある場合 ② そのほか、市長が必要と認めたとき	① 道路事故災害により、多数の市民が影響を受ける恐れがある場合 ② そのほか、市長が必要と認めたとき	
警戒体制	① 航空事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ② そのほか市長が必要と認めた場合	① 鉄道事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ② そのほか市長が必要と認めた場合	① 道路事故災害により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ② 道路上での重大事故が発生した場合 ③ そのほか市長が必要と認めた場合	災害警戒本部を設置
非常体制	① 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合 ② そのほか市長が必要と認めた場合	① 鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合 ② そのほか市長が必要と認めた場合	① 道路事故災害により、多数の死傷者が発生した場合 ② そのほか市長が必要と認めた場合	災害対策本部を設置

[配備基準 (3/4)]

体制区分	配備基準		災害対策本部等の設置
	危険物等災害	大規模な火事災害	
連絡配備	① 危険物等事故により、多数の市民が影響を受ける恐れがある場合 ② そのほか、市長が必要と認めたとき	① 大規模な火事により、多数の市民が影響を受ける恐れがある場合 ② そのほか、市長が必要と認めたとき	
警戒体制	① 危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ② 漏洩物に対し、厳重な警戒体制をとる必要がある場合 ③ そのほか市長が必要と認めた場合	① 火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ② そのほか市長が必要と認めた場合	災害警戒本部を設置
非常体制	① 危険物事故により、多数の死傷者が発生した場合 ② 大規模な火災の発生した場合 ③ 漏洩部により、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合 ④ そのほか市長が必要と認めた場合	① 大規模な火災により、多数の死傷者が発生した場合 ② そのほか市長が必要と認めた場合	災害対策本部を設置

[配備基準 (4/4)]

体制区分	配備基準		災害対策本部等の設置
	林野火災	放射性物質及び原子力災害	
連絡配備	① 森林、原野又は牧野の焼損により、多数の市民が影響を受ける恐れがある場合 ② そのほか、市長が必要と認めたとき	① 原子力事業者等からの通報等により、原子力施設からの放射性物質及び原子力災害により、多数の市民が影響を受ける恐れがある場合 ② そのほか、市長が必要と認めたとき	
警戒体制	① 林野火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ② そのほか市長が必要と認めた場合	/	災害警戒本部を設置
非常体制	① 林野火災により、多数の死傷者が発生した場合 ② そのほか市長が必要と認めた場合	① 原子力事業者等から放射性物質等の大量放出又は重大な故障等の異常事態通報があった場合 ② 関係する原子力施設に関し、原子力災害対策特別措置法第10条の規定に該当する特定事業が発生した場合 ③ 関係する原子力施設に関し、内閣総理大臣が原子力災害対策特別措置法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合	災害対策本部を設置

第5章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係各機関の処理する事務又は業務は、概ね次のとおりである。

1 かすみがうら市

- (1) かすみがうら市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること
- (3) 災害による被害の調査・報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等災者の救助、保護に関すること
- (6) 災害復旧資材の確保に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員に関すること
- (11) 災害時における交通・輸送に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること

2 茨城県

- (1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務に関すること
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること
- (3) 災害による被害の調査・報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等、り災者の救助及び保護に関すること
- (6) 災害復旧資機材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員、雇上に関すること
- (12) 災害時における交通・輸送に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 市町村が処理する事務・事業の指導、指示、あっせん等に関すること
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力に関すること

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること

第5章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

- イ 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事
 - ウ 管区内防災関係機関との連携に関する事
 - エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事
 - オ 警察通信の確保及び統制に関する事
 - カ 津波警報の伝達に関する事
- (2) 関東総合通信局
- ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事
 - イ 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援に関する事
 - ※M I C - T E A Mとは、Ministry of Internal Affairs and Communications - Telecom Emergency Assistance Members の頭文字をとったもの。
 - 情報通信分野における被災現場のニーズを踏まえたきめ細かな連絡・調整等を通じ、情報通信手段の確保に向けた災害対応の支援を行うことを目的としたチーム。
 - ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事
- (3) 関東財務局
- ア 災害復旧事業費の査定立会いに関する事
 - イ 災害つなぎ資金の融資（短期）に関する事
 - ウ 災害復旧事業の融資（長期）に関する事
 - エ 国有財産の無償貸与業務に関する事
 - オ 金融上の措置に関する事
- (4) 水戸原子力事務所
- ア 原子力施設及び放射線施設等の安全に係る規制に関する事
 - イ 原子力施設及び放射線施設周辺等の環境放射線の監視に関する事
 - ウ 原子力災害時における情報の収集及び伝達に関する事
- (5) 関東信越厚生局
- 厚生労働省との連携に関する事
- (6) 茨城労働局
- ア 工場、事業所における労働災害の防止に関する事
 - イ 災害時における賃金の支払いに関する事
 - ウ 災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事
 - エ 労災保険給付に関する事

オ 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関する事

(7) 関東農政局

- ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検・整備等の実施又は指導に関する事
- イ 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事
- ウ 災害時における種もみ、そのほか営農資材の確保に関する事
- エ 災害時における災害救助用米穀の需給調整に関する事
- オ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事
- カ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理・指導及び病虫害の防除に関する事
- キ 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事
- ク 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事

(8) 関東森林管理局

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持・造成に関する事
- イ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事

(9) 関東経済産業局

- ア 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- ウ 被災中小企業の復興に関する事

(10) 関東東北産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保全に関する事
- イ 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事

(11) 関東地方整備局

- ア 防災上必要な教育及び訓練に関する事
- イ 公共施設等の整備に関する事
- ウ 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
- エ 災害に関する情報の収集及び予報・警報の伝達等に関する事
- オ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事
- カ 災害時における復旧資材の確保に関する事
- キ 災害時における応急対策工事等に関する事
- ク 災害復旧工事の施工に関する事
- ケ 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する事
- コ 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関する事
- サ 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事
- シ 河川、道路等社会資本の応急復旧に関する事

- ス 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援（「TEC-FORCE」）に関すること
※TEC-FORCEとは、大規模な自然災害時に、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧などに取り組み、地方公共団体を支援する国土交通省の部隊。
- セ 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣。
- ソ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること

(12) 関東運輸局

- ア 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること
- イ 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- ウ 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること

(13) 東京航空局

- ア 災害時の航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること
- イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(14) 東京管区气象台（水戸地方气象台）

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に発表し、防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。
- ウ 気象庁が発表する緊急地震速報についての周知・広報に関すること。
- エ 市町村長が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。
- オ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- カ 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

4 自衛隊

- (1) 防災関連資料の基礎調査に関すること
- (2) 災害派遣計画の作成に関すること
- (3) かすみがうら市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること
- (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること
- (5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること

5 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関する事
 - エ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事

- (2) 日本銀行（水戸事務所）
 - ア 通貨の円滑な供給の確保に関する事
 - イ 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関する事
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に関する事
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に関する事
 - オ 上記各業務にかかる広報に関する事

- (3) 日本赤十字社（茨城県支部）
 - ア 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
 - イ 災害時における血液製剤の確保及び供給に関する事
 - ウ 災害救助の協力、奉仕団の連絡・調整に関する事
 - エ 義援金品の募集配布に関する事

- (4) 日本放送協会（水戸放送局）
 - ア 気象予報、警報等の周知徹底に関する事
 - イ 災害状況及び災害対策室の設置に関する事
 - ウ 社会事業等による義援金品の募集、配布に関する事

- (5) 東日本高速道路株式会社（水戸管理事務所）

高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関する事

- (6) 独立行政法人水資源機構（利根川下流総合管理所、霞ヶ浦用水管理所）
 - ア ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、そのほか水資源の開発又は利用のための施設の改築に関する事
 - イ 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕、そのほかの管理及び災害復旧工事等に関する事

- (7) 独立行政法人日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社（東海第二発電所）

放射線災害の防止及び応急対策等に関する事

- (8) 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）・日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）
 - ア 鉄道施設等の整備・保全に関する事
 - イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

(9) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）

- ア 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- イ 災害時における緊急電話の取扱いに関すること
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(10) 東京ガスネットワーク株式会社（茨城支社）

- ア ガス施設の安全、保全に関すること
- イ 災害時におけるガスの供給に関すること
- ウ ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること

(11) 日本通運株式会社（茨城支店）

- 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(12) 東京電力パワーグリッド株式会社

- ア 災害時における電力供給に関すること
- イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

(13) KDD I 株式会社

- ア 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- イ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(14) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店）

- ア 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- イ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

6 指定地方公共機関

(1) 茨城県土地改良事業団体連合会

- 各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関すること

(2) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- ア 災害時におけるボランティアの受入れに関すること
- イ 生活福祉資金の貸付に関すること

(3) 医療関係団体（社団法人茨城県医師会、社団法人茨城県歯科医師会、社団法人茨城県薬剤師会、社団法人茨城県看護協会、社団法人土浦市医師会、社団法人石岡市医師会）

- 災害時における応急医療活動に関すること

(4) 水防管理団体

- ア 水防施設資材の整備に関する事
 - イ 水防計画の作成と水防訓練に関する事
 - ウ 水防活動に関する事
- (5) 運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、社団法人茨城県バス協会）
- 災害時における避難者及び救助物資そのほかの輸送の協力に関する事
- (6) ガス事業者（東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社、筑波学園ガス株式会社、美浦ガス株式会社）
- ア ガス施設の安全、保全に関する事
 - イ 災害時におけるガスの供給に関する事
 - ウ ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事
- (7) 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会
- ア 高圧ガス事業所の緊急出動体制の確立に関する事
 - イ 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関する事
 - ウ 高圧ガスの供給に関する事
 - エ 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関する事
- (8) 報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送）
- ア 防災知識の普及と警報等の周知に関する事
 - イ 災害応急対策等の周知に関する事
 - ウ 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事
- 7 公共的団体及びそのほか防災上重要な施設の管理者
- (1) 農業協同組合、漁業協同組合、商工会等の産業経済団体
- ア 被害調査に関する事
 - イ 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関する事
 - ウ 融資希望者のとりまとめ、あっせんに関する事
- (2) 一般診療所・病院
- ア 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事
 - イ 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
- (3) 一般運輸事業者
- 災害時における緊急輸送の確保に関する事
- (4) 危険物関係施設の管理者

第5章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

災害時における危険物の保安措置に関すること

- (5) 社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会
 - ア 災害時におけるボランティアの受入れに関すること
 - イ 生活福祉資金の貸付に関すること